【資料２－１】

処遇改善加算について説明します。

令和4年10月の障害福祉サービス等報酬改定において、令和4年2月から9月までの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金による賃上げ効果を継続する観点から、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されることになりました。基本給等の引き上げによる賃金改善を求めつつ、福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められます。

加算の取得要件は次の３点です。

１、これまでの福祉・介護職員処遇改善加算等と同様のサービス種類となります。そのため、就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援については、ベースアップ等加算の算定対象外です。

２、現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得している事業所となります。

３、加算額の３分の２以上はベースアップ等（「基本給」または「毎月決まって支払われる手当」）の引上げに用いることとされています。

事業所内における配分方法については、事業所の判断により、福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう、柔軟な運用を認めるものとなります。その際、より事業所の裁量を認める観点から、事業所内の配分方法に制限は設けないものです。

詳細については、厚生労働省の通知をご確認いただき、令和４年１０月からベースアップ等加算を取得しようとする事業所におかれましては、必要書類を作成の上、８月３１日までに提出をお願いいたします。

【資料２－２】

　次に、書類作成にあたり、事業所からお問い合わせの多い事項についてお知らせします。

まず、計画書についてです。今回のように年度途中から算定するため、前年度の賃金の総額の月数と、計画の月数が違う場合、記入例のとおり前年度分を２で割り６か月分とし記載することとなっています。また、この計算方法により難い合理的な理由がある場合、他の適切な方法により前年度の賃金の総額を推定して記載することも可能です。

【資料２－３】

実績報告書についてです。

今年度分はすでにご提出いただいておりますので、令和４年度分からの記入例をもとにご説明いたします。様式３－２の赤枠でお示ししました本年度の常勤換算職員数について、年間の人数を記載するため、総勤務時間数を常勤時間で割り、職員数を求めます。例えば常勤の職員が一人の場合は１２ヶ月分で１２となります。

次に、様式３－１の赤枠でお示ししました２の①、②については、②の額が①の額以上となります。要件Ⅰの欄が○でない場合、処遇改善加算、特定処遇改善加算それぞれによる賃金改善所要額が要件を満たしていないこととなりますのでご確認ください。

また、③平均賃金改善額の配分比率について、要件Ⅱのとおり、（B）グループを１とした場合、（A）グループ１より配分比率が大きくなること、（C）グループは0.5以下となります。要件Ⅱの欄が○でない場合、配分比率が要件を満たしていないこととなりますのでご確認ください。

⑥職場環境等要件に基づいて実施した取組についてです。赤枠でお示ししました、※今年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック（✔）を入れていただいた場合、さらに下の各項目にもチェックを入れていただく必要があります。令和３年度まではチェックが上にありましたが、様式が変更していますのでご確認くださるようお願いいたします。